写

令和６年１１月２５日

新宿区長

吉　住　健　一　様

新宿区特別職報酬等審議会

会　長　　稲　継　裕　昭

新宿区特別職の報酬等の改定について（答申）

令和６年１１月２５日付け６新総総総第２４５６号により諮問があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

会長	稲継裕昭
会長職務代理者	渡辺芳子
委員	井元毅
委員	上田良子
委員	佐藤光子
委員	鈴木ゆきえ
委員	松川英夫
委員	六田文秀

答　申

新宿区特別職報酬等審議会は、令和６年１１月２５日、区長等の給料の額及び議員等の報酬の額、並びに特別職の期末手当の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公正かつ公平な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

本年１０月の月例経済報告（内閣府）では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としている。また、「経済財政運営に当たっては、デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あっての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。」などと述べられている。

区の財政状況を見てみると、令和５年度決算は、財政調整基金を８５億円取り崩すとともに、実質単年度収支は１１年振りに赤字となった。経常収支比率は８０．０％と一時的に改善している状況だが、区の財政構造は依然として弾力性のあるものとは言えない。また、区の財政は特別区民税、特別区交付金を基幹収入としているが、景気動向に大きく左右されやすく、海外景気の下振れなどによる減収リスク、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分留意する必要がある。

一般職員の給与改定については、本年の特別区人事委員会勧告では、月例給及び特別給の公民較差を解消するため、月例給は２．８９％の増額、特別給は年間の支給月数を０．２０月引き上げる内容となっている。労使協議の結果、月例給は令和６年４月１日に遡って適用され、特別給は令和６年１２月期に支給する分から実施される予定である。

特別職の報酬は、その職務内容や社会的責任の重さ、区政を取り巻く社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならない。景気回復の中、物価高騰に見合った賃金確保や、一般職員の給与について特別区人事委員会から増額の勧告が出ていること等を勘案すると、特別職も一般職員と同様の増額措置を講ずることが妥当であると判断する。また、平成２７年４月に施行された法改正に伴う教育委員会制度改革により、教育委員会の代表者であり、会議の主宰者であった教育委員長と、具体的な事務執行の責任者であり、事務局の指揮監督者であった教育長が一本化され、教育長

は、従前の職務に加えて教育委員長の職務も担うことになった。新宿区では平成２８年４月に新たな制度へ移行したが、教育長の職務、職責の増をふまえた給料の引上げをこれまで行っておらず、給料の額の引上げ措置が必要であると考える。

ついては、別表のとおり令和７年１月から区長、副区長及び常勤の監査委員の給料の額、区議会議員の議員報酬、並びに教育委員、非常勤の監査委員、選挙管理委員の報酬の額を２．８９％相当、教育長の給料の額を平成２７年度当時の教育委員長と教育委員の報酬の差額である６１，０００円引き上げた上で、２．８９％相当増額し、特別職に係る特別給の年間支給月数を令和６年１２月期に支給する分から０．２０月引き上げることが妥当であると考える。

最後に、区長や議員等の特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

（別　表）

1　区長、副区長、教育長、常勤の監査委員の給料月額

区　　分	改定額（円）	現行額（円）
区　　長	1，206，000	1，172，000
副 区 長	967，000	940，000
教 育 長	887，000	801，000
常勤の監査委員（識見・代表）	742，000	721，000
常勤の監査委員（識見）	721，000	701，000

※改定額算定の結果、５００円未満の部分については切り捨て、５００円以上の部分については切り上げを行っている。

2　議会の議員の議員報酬月額

区　　分	改定額（円）	現行額（円）
議　　長	975，000	948，000
副 議 長	832，000	809，000
委 員 長	685，000	666，000
副委員長	654，000	636，000
議　　員	637，000	619，000

※改定額算定の結果、５００円未満の部分については切り捨て、５００円以上の部分については切り上げを行っている。

3　教育委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬月額

区　　分	改定額（円）	現行額（円）
教育委員会 教育長職務代理者	２７１，０００	２６３，０００
教育委員会 委　　員	２５５，０００	２４８，０００
非常勤の監査委員 （識見・代表）	３３９，０００	３２９，０００
非常勤の監査委員 （識見）	３１８，０００	３０９，０００
非常勤の監査委員 （議会選出）	１９５，０００	１９０，０００

※改定額算定の結果、５００円未満の部分については切り捨て、５００円以上の部分については切り上げを行っている。

4　選挙管理委員会の委員の報酬日額

区　　分	改定額（円）	現行額（円）
選挙管理委員会 委 員 長	３６，０００	３５，０００
選挙管理委員 委　　員	３１，０００	３０，０００
選挙管理委員 補 充 員	３１，０００	３０，０００

※改定額算定の結果、５００円未満の部分については切り捨て、５００円以上の部分については切り上げを行っている。

5　区長、副区長、教育長、常勤の監査委員及び議会の議員の期末手当の年間支給月数

区　　分	現行	改定後	改定内容
期末手当	３．１０月	３．３０月	０．２０月

6　改定の実施時期

１～４については、令和７年１月１日から

５については、令和６年１２月期に支給する分から